



浜坂町・温泉町

第 2 号

平成16年1月発行

合併協議会だより



新町名称の募集要領を確認！

現地解決型支所機能は継続審議！！

平成15年12月17日（水）、浜坂町多目的集会施設において、第3回浜坂町・温泉町合併協議会が開催され、新町の名称の募集要領を決定した他、協定項目「財産の取扱い（その1）」「条例、規則等の取扱い」、「一部事務組合等の取扱い」、「慣行の取扱い（その1）」の4項目が確認されました。

なお、前回から継続審議となっている「新町の事務所の位置」については、現地解決型支所機能のあり方について、各委員から、より具体的な提案を求める意見があり、継続審議となりました。

第3回合併協議会を開催

12月17日、浜坂町多目的集会所施設で、第3回浜坂町・温泉町合併協議会（以下「合併協議会」）が開催され、報告事項3件、協議事項6件について審議が行われました。提出事項と概要は次のとおりでした。

報告事項

報告第10号
合併協議会監査に関する要領について

合併協議会の出納検査や定例監査、決算審査等を行うため、監査に関する要領が定められたことが報告され、承認されました。

報告第11号
専門部会の体制について

税務や福祉などの分野ごとに構成され、専門的な協議・調整を行う専門部会の体制について、各部会の責任者（部会長）などが決定したことが報告され、承認されました。

が示されました。報告事項として、5町合併協議会において実施した住民アンケート結果を2町分に再集計し、有効活用した「新町の将来像等実現のための合併関係2町の状況資料」、各委員の将来像に関する意見を集約した「新町の将来像等に関するシートのまとめ」、今後

報告第12号
新町の将来像等検討のための基礎調査について

前回の第2回協議会で、新町まちづくり計画の策定に関する基本的な考え方が示され、確認されたところですが、今回は新町の将来像を検討するための基礎調査について資料

の「新町の将来像等に関するシートのまとめ」、「今後の新町まちづくり計画の協議スケジュールと内容」の3点が報告され、承認されました。

新町まちづくり計画の協議スケジュールと内容

年月	会議	協議会での検討内容・スケジュール
H15.11	第2回 (11/12)	・新町まちづくり計画策定のための基本的考え方について
H15.12	第3回 (12/17)	・新町の将来像等検討のための基礎調査について
H16. 1	第4回 (1/21)	・住民・中高生アンケートについて ・まちづくりの基本理念の検討 ・将来像の検討①
H16. 2	第5回 (2/18)	・将来像の検討②
H16. 3	第6回 (3/17)	・将来像を実現するための基本方針の検討 ・新町まちづくり施策について①
H16. 4	第7回 (4/21)	・新町まちづくり施策について②
H16. 5	第8回 (5/19)	・新町まちづくり計画とりまとめ①
H16. 6	第9回 (6/16)	・新町まちづくり計画とりまとめ②

※ 会議の進捗状況によって、変更となることがあります。

協議事項

協議第14号
財産の取扱い（その1）について【協定項目5】

合併前の市町村が所有していた財産（土地、建物、債権及び債務等）は、新たな市町村の一体性の観点や公の施設を共有して使用できるという住民にとって大きなメリットとなることから全て新市町村に引き継ぐことが通例とされています。

この場合、負の財産（借金

等の債務）も引き継ぐことになりませんが、合併前の負債の処理については、近年の財政悪化等による基金積立高の減少や新市町村の財政状況に影響を与えることから、合併関係市町村で協議を行う必要があります。

今回の協議会では、財産の取扱い（その1）として、次のとおり提案され、協議の上、確認されました。

【確認内容】
2町の所有する財産、公の施設及び債権・債務はすべて新町に引き継ぐものとする。

2町の公有財産・有価証券・基金・債務等

		浜坂町	温泉町	
主な財産	行政財産	土地	328,609㎡	404,006㎡
		建物	73,436㎡	63,327㎡
	普通財産（土地）	4,024,606㎡	3,296,420㎡	
	有価証券及び出資	199,916千円	171,474千円	
	基金	1,430,654千円	1,986,481千円	
	車両等	62台	47台	
債務	地方債等	16,598,771千円	10,348,378千円	
	債務負担行為に基づく平成15年度以降の支出予定額	201,442千円	519,360千円	

【平成15年3月31日現在】

※行政財産・・・小学校や中学校などの学校施設や道路、庁舎等のように、それぞれの行政目的を遂行するために供する公有財産。

※普通財産・・・行政財産以外の公有財産で用途や目的が特に定まっていない財産。

※債務負担行為・・・地方公共団体が将来にわたり債務を負担する行為のことをいい、例えば、年度を超える工事の契約を行う時等に活用されます。

※債務

特定の人に対して、一定の給付をしなければならぬという義務。借金を返さなければならぬ義務。

※債権

特定の人に対して、一定の給付を請求しうる権利。借金を返してもらおうよう請求できる権利。

※負債

他から金品を借り受けて、返済の義務を負うこと。また、その借りた金品。借金。

協議第15号

条例、規則等の取扱いについて【協定項目12】

↓確認

第1回合併協議会で確認した新設合併の場合、浜坂町、温泉町は消滅するため、各町の条例・規則等は失効となります。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合の条例、規則等も失効します。

このため、新町において必要な条例・規則等は、原則として、新町において新たに制定し施行する必要がありますが今回の協議会では、条例、規則の取扱いとして、次のとおり提案され、協議の上、確

認されました。

【確認内容】

- 2町が制定している条例、規則等については、次のとおり調整する。
- 合併協議会で確認された事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整備する。
- 2町が同一又は1団体のみが制定している条例、規則等については原則として現行のとおりとする。
- 類似又は相違している条例、規則等については、どちらかを基本に調整統一する
- 条例、規則等の制定にあつては、新町における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備する。

※専決処分

協議会の議決または決定すべき問題について、執行機関で

ある町長の判断に基づき、議会に代わって処分することをいいます。

専決処分は、緊急を要し議会を招集するいとまがないと認めるときなど法律の規定による場合と、軽易な事項等として委任した場合とがあります。前者の場合は、次の議会に報告し、議会の承認を求めなければならぬとされており、後者の場合は、議会に報告するだけで、承認は不要となっております。

協議第16号

一部事務組合等の取扱いについて【協定項目14】

↓確認

各市町村では、1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだ方が効率的である等の理由から、その事務の一部を共同で処理する「一部事務組合」や、広域的な行政需要に柔軟に対応するため等の理由から「広域連合」を構成しています。

一部事務組合や広域連合を構成する市町村が合併を行う場合、合併前にその市町村は消滅し、合併時に新たな市町村ができることから、加入

していた組合等の脱退や新市町村での加入手続・規約変更の手続きが必要となります。また、合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合及び協議会、その他の機関については、構成団体に変動が生じる（新市町となるため）ので、その取扱いについて他の構成団体と協議する必要があります。

なお、浜坂町と温泉町で構成する美西衛生施設一部事務組合は、構成団体が合併関係市町村と同一ですので、その事務は新町の事務となり、一部事務組合は消滅することとなります。この場合、その組合の財産も新町に引き継がれるのが通例とされています。その他、構成市町村の数の増減、組合等の規約の変更等には都道府県知事等の許可を要すること、これらに係る構成市町村の議会の議決が必要となります。

一部事務組合の公有財産・基金・債務等

		美西衛生施設一部事務組合	美 方 郡 広 域 事 務 組 合	美 方 広 域 消 防 事 務 組 合
主な財産	土地	18,555 ㎡	1,932 ㎡	2,300 ㎡
	建物	4,042 ㎡	2,031 ㎡	2,492 ㎡
	備品(車両)	12 台	8 台	16 台
	基金	- 千円	- 千円	43,224千円
債 務	地方債等	1,191,534千円	2,332千円	137,667千円
	債務負担行為に基づく平成15年度以降の支出予定額	- 千円	- 千円	- 千円

【平成15年3月31日現在】

これらを勘案し、今回の協議会では、一部事務組合の取扱いについて、次のとおり提案され、協議の上、確認されました。

【確認内容】

- 美西衛生施設一部事務組合は、合併の前日をもって解散し、合併の日に至るまでの事務、財産及び債権・債務を新町に引き継ぐ。
- 美 方 郡 広 域 事 務 組 合、美 方 広 域 消 防 事 務 組 合、但 馬 広 域 行 政 事 務 組 合、兵 庫 県 町 交 通 災 害 共 済 組 合、兵 庫 県

町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該一部事務組合に加入する。

3. 兵庫県市町村退職手当組合及び但馬公平委員会については、2町及び美西衛生施設一部事務組合は、合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新町において合併の日に当該組合等へ加入する。

4. 地方自治法の規定による協議会等については、法令に基づき所定の手続きを行う。



▲2町で運営している美西衛生施設一部事務組合

協議第17号
慣行の取扱い(その1)に
ついては、合併の日の前日
をもって脱退し、新町にお
いて合併の日に当該一部
事務組合に加入する。

確認

慣行の取扱い(その1)として、町民憲章、町の宣言、町の花・木・鳥・歌・音頭、町章(以下「町民憲章等」)について提案されました。

新設合併の場合、現在の市町村は消滅するため、各町で制定されている町民憲章等は失効します。

町民憲章、町の宣言については新町の基本姿勢となるもの、町の花・木等は新町のシンボルとなるものであることからできるだけ早く統一することが望ましいですが、地域にとつて愛着の深いものであることから、何らかの方法で検討する必要があります。

また、新町の町章については、新町発足時から町の施設や町の旗、各種式典、各種証明書などの印刷物等で使用されることから、新町発足時に制定することが望ましいと思われまます。

これらのことから、慣行の取扱い(その1)として、次のとおり提案され、協議の上、確認されました。

【確認内容】


1、町章については、合併時に定めるものとする。

2、町民憲章・町花・町木・町鳥・町歌・町音頭・宣言は

一部事務組合等の加入状況

組 合 名	事 務 内 容	構 成 市 町
美西衛生施設一部事務組合	・し尿処理施設の設置、維持管理。し尿の収集、運搬及び処分 ・ゴミ処理施設、最終処分場施設の設置、維持管理。ゴミの処分 ・浄化槽等の保守点検及び清掃	浜坂町・温泉町
美方郡広域事務組合	・火葬場の設置、経営及び霊柩車の運行 ・農業共済事業の事務 ・美方郡農村総合研修センターの設置及び管理	村岡町・浜坂町・美方町・温泉町
美方広域消防事務組合	・消防に関する事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く)	村岡町・浜坂町・美方町・温泉町・香住町
北但広域行政協議会	・法令外負担金審査事務の共同処理	豊岡市・城崎郡(4町)・出石郡(2町)・美方郡(4町)
但馬広域行政事務組合	・但馬ふるさと市町村圏計画の策定、実施 ・但馬地方拠点都市地域基本計画の策定、実施 ・ふるさと市町村圏基金の設置管理 ・地域振興事業	但馬地域全市町(1市18町)
但馬公平委員会	・職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の審査、判定	但馬地域全市町(1市18町)
兵庫県市町村職員退職手当組合	・退職手当の支給	兵庫県全町・一部の市
兵庫県町交通災害共済組合	・交通災害共済	兵庫県全町・篠山市
兵庫県町議会議員公務災害補償組合	・町議会議員の公務災害補償	兵庫県全町
兵庫県町土地開発公社	・公共用地等の取得、造成、管理、処分等	兵庫県全町(淡路除く)

2町の主な慣行

		浜坂町	温泉町
町章	制定	昭和30年4月	昭和39年10月
	概要		
町の花	制定	昭和47年4月	昭和52年4月
	花名	 ささゆり	 さくら
町の木	制定	昭和47年4月	昭和52年4月
	木名	黒松	もみじ(かえで)
町の鳥	制定	昭和47年4月	昭和52年4月
	鳥名	岩つばめ	うぐいす

新町名選定の流れ

募集終了後、応募作品集計

応募作品集計の中間報告

応募作品一覧の公表
(個人情報を除く)

第1次選考

応募作品の中から、各委員それぞれ2点以内を推薦し、集計の上、上位3点を決定。さらに、協議により2点以内を選定できる。

<選定基準>

- ①地域が地理的にイメージできる名称
- ②地域の特徴を表す名称
- ③地域の歴史文化にちなんだ名称
- ④合併を記念した名称
- ⑤その他新しいまちにふさわしい名称

第2次選考

第一次選考の候補の中から、各委員それぞれ1点を推薦し、集計結果を参考に協議により1点を決定。

新町名称決定!!

新町において、検討するものとする。
3、表彰については、新町において、制度を設ける。すでに各町でその称号を贈られている名誉町民・特別町民は、新町に引き継ぐ。

協議第10号(継続)
新町の事務所の位置について【協定項目4】

↓継続審議

新町の事務所の位置等については、前回の協議会で、「本

庁方式」を採用し、残りの支所は「現地解決型の支所」とすること、庁舎施設については「既存施設を一部増改築により利用する」ことが確認されています。

今回の協議会では、現地解決型支所機能の一例として、先進地の例が4つ示されましたが、委員からは、本庁舎位置を決める前に、「住民の不安を解消するために、支所をどのような組織・機能にするか、ある程度の検討・合意を

しておくべき」、「当地域の」現地解決型支所の業務内容例を示してほしい」、「新町発足後の暫定期間における支所業務や支所長の権能の他、町の個性など新町の骨格を整理し、理念をお互いが認識する必要がある」旨の意見が出されるなど、より具体的な提案を求められたため、引き続き継続審議となりました。

協議第11号(継続)
新町の名称について

【協定項目3】

↓継続審議

新町の名称について、前回の協議会で一般公募することになりましたが、今回は応募の募集要領が提案され、協議の上、確認されました。募集期間は平成15年12月26日から平成16年1月13日まで、応募条件は浜坂町か温泉町に住所を有する人で、一人2点まで応募できることとなりました。なお、新町名称候補の選定方法は、作品ごとの応募数は選

定の基準とせずに参考にとどめるとした上で、選定基準に基づき、第1次選考で各委員が2点以内を推薦し、集計の上、上位3点の名称を選定します(さらに協議により、上位3点以外の作品の中から2点以内を推薦することができません)。第2次選考で第1次選考の候補の中から各委員がそれぞれ1点を選考し、集計結果を参考に協議により決定することとなりました。

— 合併協定項目の協議状況 —

平成15年12月末日現在

合併協定項目		協議	確認
基本項目	1 合併の方式	●	●
	2 合併の期日	●	●
	3 新町の名称	●	
	4 新町の事務所の位置	●	
	5 財産の取扱い	●	一部
合併特例法 規定項目	6 新町建設計画	●	一部
	7 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
	9 地方税の取扱い		
その他の 協議項目	10 一般職の職員の身分の取扱い		
	11 特別職の身分の取扱い		
	12 条例、規則等の取扱い	●	●
	13 事務組織及び機構の取扱い		
	14 一部事務組合等の取扱い	●	●
	15 使用料、手数料等の取扱い		
	16 公共的団体等の取扱い		
	17 補助金、交付金等の取扱い		
	18 町名・字名の取扱い		
	19 慣行の取扱い	●	一部
	20 国民健康保険事業の取扱い		
	21 介護保険事業の取扱い		
	22 消防団の取扱い		
	23 各種事務事業の取扱い		
	1 議会関係事務事業の取扱い		
	2 総務関係事務事業の取扱い		
	3 企画関係事務事業の取扱い		
	4 税務関係事務事業の取扱い		
	5 住民関係事務事業の取扱い		
	6 環境関係事務事業の取扱い		
	7 保健医療関係事務事業の取扱い		
	8 福祉関係事務事業の取扱い		
	9 農林水産関係事務事業の取扱い		
10 商工観光関係事務事業の取扱い			
11 建設関係事務事業の取扱い			
12 水道・下水道関係事務事業の取扱い			
13 学校教育関係事務事業の取扱い			
14 社会教育関係事務事業の取扱い			
15 電算システム関係事業の取扱い	●	●	
16 その他協議が必要な事業の取扱い			

発行 浜坂町・温泉町合併協議会

住所 669-6792

兵庫県美方郡浜坂町浜坂2673-1(浜坂町役場内)

電話(0796)83-1700 FAX(0796)83-1701

E-mail soumu@2t-gappei.jp

URL http://www.2t-gappei.jp

新町名称募集は終了しました

新町名称募集は1月13日をもって終了いたしました。2町住民の皆様から約1,600件のご応募をいただきました。ありがとうございました。

なお、詳細は次回以降、お知らせいたします。

合併協議会は傍聴できます

合併協議会は傍聴できます。傍聴を希望される方は協議会の開催時間の15分前までに会場においていただき受付を済ませてください。

【傍聴の注意事項】

会議や周囲の人に迷惑をかけるなどの行為がある場合は、傍聴できません。また、カメラや録音器などの持込みは制限されています。なお、携帯電話については電源を切っていただくか、マナーモードにするなど会議の進行に支障のないようご協力ください。

会議録等は閲覧できます

合併協議会の会議録(写)及び会議に提出された文書はどなたでも閲覧できます。

ただし、個人に関する事項や会議運営に支障を及ぼすおそれがある事項は閲覧できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

【閲覧場所】

- ・浜坂町役場企画総務課
- ・温泉町役場総務課
- ・合併協議会事務局

【閲覧時間】

- 午前8時30分から
- 午後5時15分まで(役場閉庁日を除く)

ホームページを開設しました

合併協議会では、このたびホームページを開設しました。

ホームページでは、会議資料や会議録などを公開している他、合併に関するご意見・ご質問なども受け付けて

います。内容は随時、更新してまいりますので、ぜひご覧ください。

ホームページアドレス

http://www.2t-gappei.jp

